

札幌地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(岩見沢税務署長)

令和6年11月29日棄却・控訴

判 決

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	澤田 昌廣
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	岩見沢税務署長
	山崎 勝
同指定代理人	荻野 文則
同	田中 真理子
同	坂田 祐輔
同	佐藤 瑠梨
同	大西 規行
同	高山 勇司
同	堀 善貴
同	鈴木 郁朗
同	後藤 友彰

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 岩見沢税務署長が原告に対して令和4年3月11日付けでした平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1298万8583円、納付すべき税額234万3100円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 岩見沢税務署長が原告に対して令和4年3月11日付けでした平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち課税標準法人税額235万7000円、納付すべき税額10万3700円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、畜産業等を営む有限会社である原告が、平成31年1月1日から令和元年12月3

1日までの事業年度又は課税事業年度に係る法人税及び地方法人税の確定申告に当たって、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を損金に算入したものの、各確定申告書に農林水産大臣が発行した証明書を添付しなかったところ、岩見沢税務署長（処分行政庁）が、上記証明書の添付がないことを理由として、租税特別措置法（平成31年法律第6号による改正前のもの。以下「租特法」という。）61条の2第1項1号に規定する農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額は存在せず、農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額の計算における積立限度額は0円であるとして、上記事業年度に係る法人税及び上記課税事業年度に係る地方法人税の各更正処分並びに同法人税及び同地方法人税に係る各過少申告加算税の賦課決定処分（これらの処分をまとめて以下「本件各処分」ともいう。）をしたのに対し、原告が、本件各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

本件に関連する法令の定めは別紙1ないし7のとおりである（同別紙に定める略称等は、以下においても用いる。）。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の趣旨により容易に認められる事実）

（1）農業経営基盤強化準備金制度

農業経営基盤強化準備金制度は、青色申告書を提出する認定農地所有適格法人に該当する者が、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金その他これに類する交付金又は補助金の交付を受けた場合において、認定計画の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用に充てるため、一定の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる制度であり、その目的は、他産業並みの年間労働時間で他産業並みの生涯所得をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営を実現するために、税制上、農業の担い手の経営の安定を図ることにある。

（2）原告による確定申告

ア 原告は、畜産業等を目的とする有限会社である。原告は、法人税及び地方法人税につき青色申告の承認を受けており、認定農地所有適格法人に該当する（弁論の全趣旨）。

イ 原告は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）ないし課税事業年度（以下「本件課税事業年度」という。）についての確定申告に際し、損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額として4705万4000円を計上した。

ウ 原告は、本件事業年度に係る法人税につき、法定申告期間内である令和2年3月1日、所得金額を1298万8583円、納付すべき税額を234万3100円とする確定申告（青色申告）をした。

エ 原告は、本件課税事業年度に係る地方法人税につき、法定申告期限内である令和2年3月1日、課税標準法人税額を235万7000円、納税すべき地方法人税額を10万3700円とする確定申告（青色申告）をした。

オ 原告は、上記ウ及びエの各確定申告の際に提出した確定申告書に、租特法61条の2第1項1号に規定する金額の損金算入に関する記載をし、当該金額の計算に関する明細書を添付したが、租特法施行規則21条の18の2第2項が規定する、農林水産大臣の認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額である旨を証する書類（以下「準備金

証明書」という。)を添付しなかった。

カ なお、原告は、同年1月20日に農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書及び農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書を作成し、同月下旬、これらをB農業協同組合に提出した。B農業協同組合は、同年3月2日、上記申請書等をC事務所に提出し、これを受けて、農林水産大臣は、同月12日、原告の上記申請に係る準備金証明書を発行した。

(3) 本件各処分に至る経緯

ア 札幌中税務署の特別国税調査官は、令和3年10月25日、原告に対する税務調査を開始し、同年11月19日、原告に対し、確定申告書への準備金証明書の添付漏れを指摘した。

イ これを受けて、原告は、上記(2)カの準備金証明書を上記税務調査の担当者に送付し、上記調査官は、同月22日に同準備金証明書を受領した。

ウ 岩見沢税務署長は、令和4年3月11日、確定申告書に上記準備金証明書が添付されていないことを理由として、原告には本件事業年度において租特法61条の2第1項を適用できないとして、原告に対し、所得金額を6004万2583円、納付すべき税額を1091万6500円とする本件事業年度に係る法人税の更正処分及び課税標準法人税額を1327万3000円、納付すべき税額を58万4000円とする本件課税事業年度に係る地方法人税の更正処分並びに同法人税及び同地方法人税に係る各過少申告加算税の賦課決定処分(本件各処分)をした。

(4) 審査請求及びこれに対する裁決

原告は、令和4年3月18日、国税不服審判所長に対し、本件各処分を不服として審査請求をしたが、同所長は、令和5年2月16日、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(5) なお、原告が、上記(2)ウ及びエの各確定申告書を提出した際に、仮に、上記(2)カの準備金証明書が発行され、これを添付していたならば、岩見沢税務署長は、上記の各確定申告書の記載内容を相当なものと認め、本件各処分をしなかった。

3 争点

租特法61条の2第1項によって農業経営基盤強化準備金積立額を損金に算入するために、確定申告書を提出する際に準備金証明書が発行され、これが添付されること(租特法施行規則21条の18の2第2項)を要するか。

4 争点についての当事者の主張

(原告の主張)

(1) 租税法律主義のもとでは、課税要件のみならず、賦課、納付、徴税の手續も法律によって規定すべきものとされ、法律がこれらの事項を政令以下の行政命令に一般的・白紙的に委任することは許されず、許されるのは、徴収手續の細目を委任するとか、個別具体的な限定をして委任するなど、租税法律主義の本質を損なわないものに限られる。そして、租税法律主義のもとで租税法規を解釈する場合には、ある事項が課税要件として課されているかどうかにつき法律上明文の定めがない場合、当該事項は課税要件と解すべきではない。

租特法61条の2第1項1号は、「当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額」と規定するのみで、準備金証明書の添付と

いう手続的な事項を課税要件とすることを規定していない。仮に、準備金証明書の添付を課税要件として定めるのであれば、準備金証明書の添付という手続的な事項を課税要件とすること自体は法律で規定した上で、手続の細目を政令等に委任すれば足りる。このような規定をしていない以上、租特法61条の2第1項が積立限度額を算定するために手続的な事項を課税要件としているとも、手続的な事項を課税要件として規定することを政令等に委任しているともいえないから、積立限度額を算定するために確定申告書に準備金証明書の添付を求めた租特法施行令37条の2第1項及び租特法施行規則21条の18の2第2項は、法律の有効な委任がないのに準備金証明書の添付要件を加重したものとして、租税法律主義に照らして無効である。

- (2) 租特法及び法人税法上の「確定申告書」には当該申告書に係る期限後申告書が含まれ、また、租特法施行規則21条の18の2第2項は、準備金証明書の添付という手続的な事項を積立限度額の確認という手続的な効果を有する限度で有効であるところ、期限後申告書に準備金証明書を添付することによっても同項の要件は満たされる。原告が適用を受けようとする事業年度の確定申告期限を徒過しているのに、農林水産大臣が原告に対して準備金証明書を発行していることもその証左である。

(被告の主張)

- (1) 租特法61条の2第1項1号は、政令で定める手続内容について、いかなる場合に当該交付金等の額のうち認定計画の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものと認められるかという個別具体的な委任をしており、一般的・白紙的委任ではない。

そして、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額は、既に支出済みの確定的な金額という性質のものではなく、将来的な費用の支出に充てることが予定されている金額を基準とすることから、法人によって任意に調整可能なものである。また、農業経営基盤強化に要する費用の支出については、認定計画に従って行われたものであることを要する。そのため、農業経営基盤強化準備金として積み立てられた金額であるかは、制度上、納税者の申告のみによって定まるものではなく、農林水産省その他行政機関による判定等がなければならないのは当然である。それゆえ、租特法61条の2第1項1号は、「費用の支出に備えるもの」と認められるための要件として、農林水産大臣による証明を要することを当然に予定しているものである。

その上、農業経営基盤強化準備金の損金算入に係る税制上の優遇制度は、申告納税制度を前提とした法人税法の特例であることからすると、納税額が具体的に確定すべき確定申告書の提出等の時点において、農林水産大臣による証明書類を添付して提出することを要するのも当然であり、租特法61条の2第1項1号が、このような手続内容を政省令に委任する趣旨であることも明らかである。

したがって、租特法施行令37条の2第1項は租特法61条の2第1項1号の実施のために必要な技術的な事項を定めたものであって、同項の委任の趣旨に沿う規定であり、租特法施行規則21条の18の2第2項は租特法施行令37条の2第1項の実施のために必要な技術的な事項を定めたものであって、同項の委任の趣旨に沿う規定である。

以上から、租特法61条の2第1項1号は租税法律主義に反するものではなく、租特法施行令37条の2第1項及び租特法施行規則21条の18の2第2項は、租特法61条の2第

1 項 1 号の委任を受けた規定として有効である。

(2) 上記（原告の主張）（2）は争う。

原告に準備金証明書が発行されたのは令和 2 年 3 月 1 2 日であり、原告が本件事業年度に係る法人税の確定申告書を提出した同月 1 日の時点では、準備金証明書は発行されていなかった。

また、原告は、法定期限内に確定申告書を提出したから、法律上、期限後申告をすることはできない。

加えて、農林水産大臣は、準備金証明書を発行するにあたり、法定申告期限や、対象法人が既に確定申告書を提出しているか否かを考慮して準備金証明書の発行の可否を判断しない。

第 3 当裁判所の判断

1 租特法 6 1 条の 2 第 1 項 1 号の委任内容

(1) 日本国憲法（以下「憲法」という。）は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う旨を定めるとともに（30 条）、新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする旨を定めて（84 条）、租税法律主義を採用するところ、租税の創設又は改廃のみならず、課税要件や租税の賦課徴収の手続も法律により明確に定められることを要請していると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号・昭和 30 年 3 月 2 3 日大法廷判決民集 9 卷 3 号 3 3 6 頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号・昭和 60 年 3 月 2 7 日大法廷判決民集 3 9 卷 2 号 2 4 7 頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号・同年（〇〇）第●●号・平成 18 年 3 月 1 日大法廷判決民集 6 0 卷 2 号 5 8 7 頁参照）。

他方で、租税法規は、複雑かつ多様な経済事象をその規律の対象とするものであるところ、法律の形式で課税要件等の全てを規定することは困難であり、課税の公平及び徴税の適正等を図るために専門的かつ技術的な規定を設ける必要があることからすると、憲法も、課税要件等の規定について、一定の範囲において政令その他の下位法令に委任することを許容していると解される。もっとも、その反面、租税法律主義に係る憲法の上記趣旨に照らせば、法律が、課税要件等につき、個別・具体的な限定をして技術的・細目的な事項を政令等に委任することは許されるが、課税要件等の定めを政令等に一般的又は概括的に委任することは許されないと解される。

(2) 以上を前提に、租特法 6 1 条の 2 第 1 項 1 号が政令に委任する内容を検討すると、たしかに、同号には、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額の損金算入をするために、確定申告書等に農林水産大臣による準備金証明書を添付することを求める文言はない。

また、同条 6 項が準用する租特法 5 5 条の 2 第 3 項には、確定申告書等に積み立てた金額の計算に関する明細書を添付する必要がある旨の規定があるものの、その他の書類を確定申告書等に添付する必要がある旨の規定はない。

しかし、同項は、上記損金算入が認められるために必要な要件を規定したにすぎず、同項所定の要件を満たしさえすれば、上記損金算入が認められるとまでは解されない。

また、租特法 6 1 条の 2 第 1 項 1 号は、その文言のみをみても、農業経営基盤強化に要する費用の支出に備える「金額」がどのようなものであるかを定めることを政令に委任していると解され、「金額」を確定するために、納税者以外の者による判定を受けることや当該判定の内容を証する書面の提出を要することを排除する趣旨とは解されない。

なお、租特法61条の3第2項は、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り」との文言により、明細書のほか、財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することを要件にすることを明示している一方、租特法61条の2にはこのような明示はないが、そうであるとしても、上記「金額」を確定するための書面の提出をおよそ不要とする趣旨とまでは解されない。

- (3) また、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額は、既に支出した確定的な金額ではなく、「農業経営基盤強化…に要する費用の支出に備えるため」のものであるから、事業年度ごとに法人がその額を任意に決めることが可能である上、農業経営基盤強化に要する費用の支出は、認定計画の定めるところに従って行う必要がある（租特法61条の2第1項柱書）。そして、認定計画とは、市町村による認定を受けた農業経営改善計画のことをいうものであること（農業経営基盤強化促進法12条1項、13条1項）も考慮すると、上記積立額の上限を画する租特法61条の2第1項1号の「金額」は、行政機関などの納税者以外の者による判定を含む認定計画を踏まえた基準によって定まることが想定されていると解される。

さらに、同項による損金経理は青色申告書を提出する法人を対象とするものであり、青色申告の承認を受けた法人に対する税務調査は当該法人の帳簿書類を調査することによって行われるものであるところ（法人税法130条1項）、青色申告の承認を受けた法人による損金算入であっても、租税官庁による確定申告に係る書類の確認や帳簿書類の調査によって、同項1号の「金額」を確定させ、農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額の損金算入の適法性を判断することはできない。これに加えて、法人税法が税額確定の手段として申告納税制度を採用していること（国税通則法16条1項1号、2項1号、法人税法74条）に照らせば、同号の「金額」を確定させ、租税官庁が上記損金算入の適法性を判断するためには、納税者が上記損金算入の適法性を判断するために必要な資料を提出する必要があるといえる。

- (4) 以上のような、法律に規定された上記損金算入に係る制度の仕組みに照らせば、租特法61条の2第1項1号は、同号の「金額」の確定方法として、納税者による損金算入に関する申告にとどまらない、認定計画を踏まえた基準を求めるとともに、上記損金算入の適法性を判断するために必要となる「金額」の確定に係る資料を納税者に提出させることを含め、政令にこれらの事項に関する技術的・細目的な事項を規定することを委任することを具体的に規定したものと解される。

2 租特法施行令37条の2第1項及び租特法施行規則21条の18の2第2項の有効性

租特法施行令37条の2第1項及びその委任を受けた租特法施行規則21条の18の2第2項は、租特法61条の2第1項1号の「金額」の確定方法として、同項の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の準備金証明書を添付することを規定するところ、これらの事項は、上記1で検討した同項1号の委任内容に関する技術的・細目的な事項といえるから、同号の委任の趣旨に適合するものであって、有効である。

3 準備金証明書の提出時期に関する原告の主張について

原告は、本件事業年度又は本件課税事業年度に係る各確定申告書を提出し、法定の申告期限が過ぎた後に税務調査を受けたことから、確定申告後に農林水産大臣が発行した本件事業年度及び本件課税年度に係る準備金証明書を上記税務調査の担当者に送付しているところ、こ

れにより租特法施行規則 21 条の 18 の 2 第 2 項の要件は満たされる旨を主張する。

しかし、租特法施行規則 21 条の 18 の 2 第 2 項の「確定申告書等」には期限後申告書も含まれるが（租特法施行規則 1 条 2 項、租特法 2 条 2 項 27 号、法人税法 2 条 31 号、34 号、国税通則法 18 条 1 項、2 項）、原告は、本件事業年度に係る法人税及び本件課税事業年度に係る地方法人税につき、法定申告期限内に確定申告をしているから（前提事実（2）ウ及びエ）、期限後申告は認められない。

そして、原告が各確定申告書を提出した時点では、準備金証明書は発行されていなかったのであるから、租特法施行令 37 条の 2 が規定する「財務省令で定めるところにより証明がされた金額」はそもそも存在しなかったのであり、その後に準備金証明書が発行されたからといって、遡って、原告が提出した各確定申告書に記載した農業経営基盤強化準備金積立額が、租特法施行令 37 条の 2、租特法施行規則 21 条の 18 の 2 第 2 項により証明されたものとはならない。

農林水産大臣が、原告による本件事業年度又は本件課税事業年度の確定申告の後に準備金証明書を発行したことは、上記判断に抵触するものではない

したがって、原告の上記主張は採用できない。

なお、農林水産大臣による準備金証明書の発行が何らかの原因によって遅延した場合には、租特法 61 条の 2 第 1 項による損金算入は認められないことになるが、租特法施行規則 21 条の 18 の 2 第 2 項が準備金証明書を確定申告書等に添付することを求めており、上記 1 及び 2 のとおり、かかる規定が有効であることからすると、上記事情は上記判断を左右しない。

4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第 5 部

裁判長裁判官 守山 修正

裁判官 石川 紘紹

裁判官 滝脇 秀輝

(別紙1)

農業経営基盤強化促進法

(目的)

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(農業経営改善計画の認定等)

第十二条 第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(2項以下 略)

(農業経営改善計画の変更等)

第十三条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第四項に規定する者（第十四条の二において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善

するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(3項 略)

(別紙2)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、
我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正す
るための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため
の交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もっ
て国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を
生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応
じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質
及び生産量に応じて交付する交付金

(2項以下 略)

(収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付)

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における収入
減少影響緩和対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところによ
り対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、収入減少
影響緩和対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところ
により対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回っ
た場合には、収入減少影響緩和対象農産物を生産する対象農業者（収入減少影響
緩和対象農産物に係る収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立
金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積
み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

(2項以下 略)

(別紙3)

国税通則法

(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

5 第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

10 一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

15 2 国税(前条第三項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

20 (期限後申告)

25 第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者(所得税法第二百二十三条第一項(確定損失申告)、第二百五条第三項(年の途中で死亡した場合の確定損失申告)又は第二百二十七条第三項(年の途中で出国をする場合の確定損失申告)(これらの規定を同法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産

に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限後においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

（3項 略）

(別紙4)

法人税法

(定義)

5 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1号～30号 略)

三十一 確定申告書 第七十四条第一項(確定申告)又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

10 (31号の1～33号 略)

三十四 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書をいう。

(35号以下 略)

(確定申告)

15 第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

20 二 前号に掲げる所得の金額につき前節(税額の計算)の規定を適用して計算した法人税の額

三 第六十八条(所得税額の控除)及び第六十九条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

25 四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた
ものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

(2項以下 略)

5 (青色申告書等に係る更正)

10 第百三十条 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準
又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調
査により当該青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあ
ると認められる場合に限り、これをすることができる。ただし、当該青色申告書
及びこれに添付された書類に記載された事項によつて、当該課税標準又は欠損金
額の計算がこの法律の規定に従っていないことその他その計算に誤りがあること
が明らかである場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げ
ない。

(2項 略)

15

(別紙 5)

租税特別措置法 (平成 31 年法律第 6 号による改正前のもの)

(用語の意義)

第二条

5 (1 項 略)

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1 号～26 号の 2 略)

10 二十七 確定申告書等 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したもの並びに同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

(27 号の 2 以下 略)

(新事業開拓事業者投資損失準備金)

15 第五十五条の二

(1 項及び 2 項 略)

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する
20 明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(4 項以下 略)

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等 (農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定
25 を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人 (以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。)) 又は農業経営基盤強化促進法第

二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従って行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額
(2項～5項 略)

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(7項以下 略)

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）の金額
5 （前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号
10 の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地として
15 その用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等
20 （以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号
25 一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百

十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 前事業年度から繰り越された前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(前事業年度終了の日までに同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額)のうち、当該事業年度において同条第二項又は第三項(第二号ロに係る部分を除く。)の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ 当該事業年度において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(4項以下 略)

(別紙6)

租税特別措置法施行令(令和2年政令第121号による改正前のもの)

(農業経営基盤強化準備金)

5 第三十七条の二 法第六十一条の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、
同項に規定する認定計画に記載された農用地等(法第六十一条の三第一項に規定
する農用地等をいう。)の取得に充てるための金額として財務省令で定めるところ
により証明がされた金額とする。

(2項以下 略)

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

10 第三十七条の三

(1項 略)

2 法第六十一条の三第一項第一号ロに規定する政令で定める金額は、同項に規定
する認定計画に記載された農用地等(同項に規定する農用地等をいう。以下この
条において同じ。)の取得に充てるための金額であつて法第六十一条の二第一項
15 の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として財務省令で定
めるところにより証明がされた金額とする。

(別紙 7)

租税特別措置法施行規則 (令和 5 年財務省令第 19 号による改正前のもの)

(用語の意義)

第一条

5 (1 項 略)

2 第三章において、法第二条第二項各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3 項 略)

(農業経営基盤強化準備金)

10 第二十一条の十八の二

(1 項 略)

2 施行令第三十七条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項に規定する認定計画に記載された農用地等 (施行令第三十七条の二第一項に規定する農用地等をいう。) の取得に充てるための金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第二十一条の十八の三

(1 項 略)

20 2 施行令第三十七条の三第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額は、法第六十一条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、農林水産大臣の同項第一号ロに規定する交付金等の額のうち法第六十一条の二第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額である旨を証する書類を添付することにより証明がされたものとする。

25 (3 項 略)